

Chigasaki City

茅ヶ崎市総合計画

2021-2030



茅ヶ崎市総合計画

はじめに

私たちのまち茅ヶ崎は、昭和 22 (1947) 年に市制を施行して以来、首都圏への交通の利便性を背景に、住宅都市として都市化が進みました。これまで人口の増加が続き、直近では 24 万人を超えたところですが、ここでピークを迎え、今後はなだらかに人口減少に転じると見込んでいます。

人口の構成は、戦後の第 1 次ベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代が、75 歳を迎えようとしており、今後は 75 歳以上の方の割合が増加していくものと見込んでいます。一方で、全国的な傾向でもあります、子どもの数は減少に転じており、その傾向はこれからも続くと思込んでいます。私たちは、人口減少と少子高齢化が同時進行するこれまで以上に難しい局面を迎えようとしています。

これに加えて、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、これまで私たちが当たり前だと思っていた日常を打ち砕くものとなりました。私たちの暮らしは、今やグローバル化の中で多くの人の交わりによって成り立っており、新型コロナウイルスのような感染症のリスクはこれからも避けられず、未知の感染症への耐性をもった新たなライフスタイルを模索していかなければなりません。

このような中で、令和 12 (2030) 年を目標年次とするまちづくりの基本的な指針として「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。この計画により実現したい最も重要な姿は、茅ヶ崎市民の誰もが自分らしく「笑顔」で日々を過ごすことです。そして、全ての市民がそれぞれの個性を発揮し、まちづくりの原動力である市民活動や地域経済といった「活力」が増すことによって、今後予想される難局を乗り越えることができるものと確信しています。

今回のコロナ禍に限らず、大地震や風水害といった災害など予期せぬ事態がいつ発生するかわかりません。将来の不確実な事態に対して、しなやかに対応することが求められます。総合計画も、茅ヶ崎市民の誰もが自分らしく日々を過ごすという核となる将来の姿を堅持しつつ、さまざまな事態を機敏に捉え、柔軟性を持って対応していくことが必要です。市民の皆さまとも状況の変化に応じて、市政は何に重点を置いて取り組むべきかこれからも議論を重ねていかなければなりません。そのファーストステップとして、ぜひ、この計画書をご覧ください、茅ヶ崎の目指す未来を共有できればと思います。

最後になりますが、計画の策定に当たり、ご尽力いただいた茅ヶ崎市総合計画審議会の委員の皆さまや、ワークショップなどに参加いただいた市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月



茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市総合計画

目次

第1編 総合計画の策定に当たって

07

第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

08

- 1 計画策定の趣旨……………08
- 2 計画の位置付け……………10
- 3 計画推進に向けて……………12

第2章 計画の背景

14

- 1 茅ヶ崎市の姿……………14
- 2 茅ヶ崎市の特徴……………15
- 3 人口動態……………16
- 4 財政の将来見通しと財政方針……………20
- 5 社会潮流……………28
- 6 市民意識……………32
- 7 茅ヶ崎市の主要課題……………36

表紙&目次写真：川廷昌弘（かわてい・まさひろ）

第2編 総合計画 41

第1章 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像 42

第2章 目標年次 43

第3章 将来の都市構造 44

第4章 行政運営の基本姿勢 45

第5章 政策目標 46

政策目標 1 48

子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

政策目標 2 50

地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

政策目標 3 52

共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

政策目標 4 54

誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

政策目標 5 56

豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

政策目標 6 58

安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

政策目標 7 60

利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

政策目標 62

将来都市像の実現に向けた行政経営

政策目標とSDGsの関係（各分野が関連するSDGsの主な目標） 64

資料編 67



第①編

総合計画の 策定に当たって

茅ヶ崎市総合計画における「市民」とは

居住者、在勤・在学者、事業活動や公益の増進に取り組むもの、納税の義務を負うもののこと。

なお、一人一人の個人としての活動に着目する場合は、「市民」を個人の意味で使用し、「市民、企業、関係団体」等と列記するものとします。

第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

第①章 茅ヶ崎市総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

茅

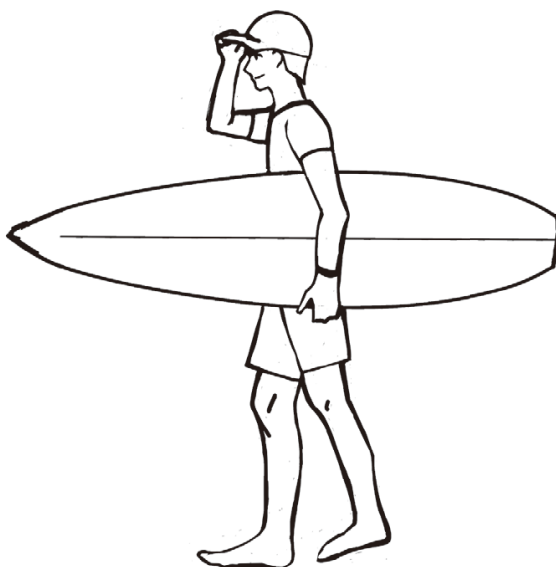
ヶ崎市は、昭和44（1969）年に「茅ヶ崎市総合計画」を策定し

て以来、4次にわたり総合計画を策定し、まちづくりを推進してきました。平成23（2011）年度を初年度とした10年間の計画である「茅ヶ崎市総合計画基本構想」では、将来の都市像を「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」と定め、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

この間、我が国は人口減少の本格化や、少子高齢化のさらなる進行、地方の過疎化、多発する大規模な自然災害等、多く

の課題に直面しています。また、社会の成熟化に伴い、人々の価値観にも変化が見られ、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する傾向にあり、個人それぞれの価値観における自己実現や生活の質の向上を求める時代となっています。

これからのまちづくりは、こうした多様化・複雑化する課題に対応するため、個人それぞれの価値観や生き方を受け入れ、認め合うとともに、お互いを支え合う社会を実現し、そこから生まれるイノベーション（※）を通して地域の活性化を促す仕組みを構築することが不可欠です。



※イノベーション…

これまでのモノや仕組みに対して新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を創造することにより、社会的に大きな変化をもたらすヒト・組織・社会の幅広い変革のこと。

茅ヶ崎市総合計画の変遷



そのためには、先人から受け継いできた自然や知恵、伝統、歴史・文化の大切さを再認識するとともに、先進的なテクノロジー（※）の活用や、専門的な知識・技術を持つ多様な主体が、適切な役割分担と相互の連携・協力の下、新たなまちづくりの方策を考える必要があります。

茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、茅ヶ崎市に関わる全ての人がまちの長期的な展望を共有した上で、それぞれの多様性を認める人権尊重の考え方に立ち、連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、茅ヶ崎市総合計画を策定します。



※テクノロジー…科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実質的目的のために科学的知識を工学的に応用する方法論。

第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

2 計画の位置付け

茅

ヶ崎市総合計画は、市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、本市のまちづくりの指針となるものです。

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成23（2011）年の法改正で策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

茅ヶ崎市では、地域の状況を分析し、市民ニーズを的確に捉えた上で、将来の目標を明確にするとともに、その実現に向けた計画的な取り組みが必要であること、また、長期的な視野に立った地域のあり方を展望し、市の政策を総合的に推進する必要があることに鑑み、茅ヶ崎市自治基本条例第18条第1

項で、総合計画の策定を位置付けています。



○茅ヶ崎市自治基本条例（抜粋）

（総合計画等）

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

コラム column

自治基本条例って何？

茅ヶ崎市では、平成 22（2010）年に、市民主体による自治を推進するための基本的なルールである「茅ヶ崎市自治基本条例」を施行しました。この条例における「自治」とは、自分たちのまちのことは、自分たちで決めていくことを指しています。

条例では、茅ヶ崎市における自治を推進することを目的として、市民・議会・行政が協力してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めています。

自治の基本理念（条例第4条）

茅ヶ崎市の自治は、基本的人権の尊重の下、次の事項を基本理念として推進されなければならない。

- 1 主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- 2 自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- 3 市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

市政運営の基本原則（条例第12条）

市政は、自治の基本理念にのっとり、次の事項を基本原則として運営されなければならない。

- 1 市政説明の原則…市民への説明の下に運営されること。
- 2 情報共有の原則…市民及び市が市政に関する情報を相互に共有することにより運営されること。
- 3 市政参加の原則…市民の参加の下に運営されること。

第1章 茅ヶ崎市総合計画の概要

3 計画推進に向けて

総 総合計画の推進に当たっては、その着実な推進に向けた方策の方向性と具体的な手段を定めた実施計画を策定し、将来の都市像の実現に向けた取り組みを推進します。

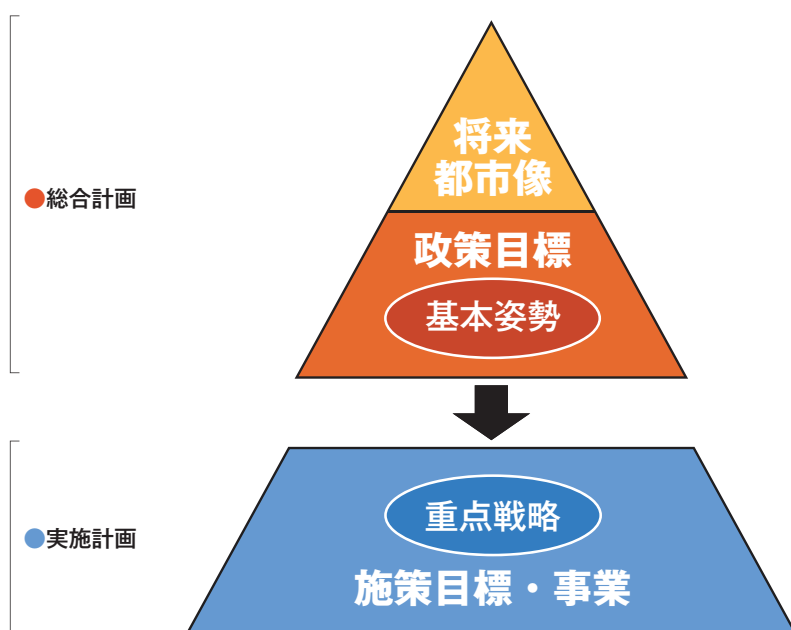
総合計画

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の計画で、市の目指す姿である「将来の都市像」と都市像を計画的に実現するための政策の基本的な方向となる「政策目標」を総合的かつ体系的に定めます。あわせて、行政運営に当たっての行動指針となる「行政運営の基本姿勢」を定めます。

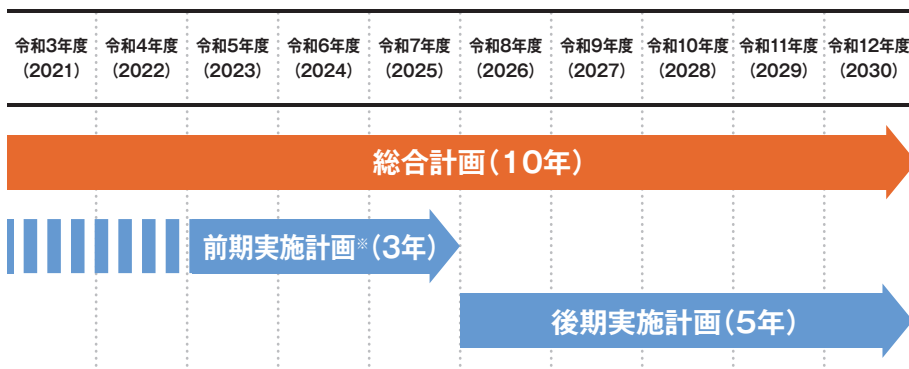
実施計画

総合計画に定めた将来の都市像を実現するための5年間の実行計画であり、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、実現の具体的な手段である「事業」を定めます。

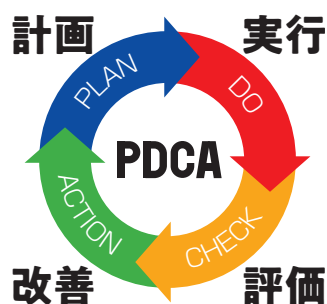
また、実施計画は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる計画とするとともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組みます。



◎ 総合計画と実施計画



※前期実施計画は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間として策定する予定としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、策定を2年間延期し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とすることを予定しています。



総合計画と実施計画を着実に推進するためには、計画の進捗管理と評価の仕組みが重要となります。本市では、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、茅ヶ崎市自治基本条例第20条第1項で行政評価を実施することとしており、本計画ではPDCAマネジメントサイクル(※)による計画の進捗管理をします。

※PDCA
マネジメントサイクル
計画策定から改善までの工程(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善))を繰り返す、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

◎計画の進捗管理の基本的な考え方

総合計画	計画の実効性を高めるため、社会情勢や市民ニーズなどの変化を的確に捉えるとともに、実施計画の進捗状況を踏まえた評価を実施し、必要に応じて柔軟に見直しを実施します。
実施計画	毎年度、計画の進捗状況を確認するための評価を実施し、評価結果を予算編成等へ活用するとともに、将来の都市像の実現に向けた政策の推進のための最適な手段を検討し、取り組みの実行性を高めます。 また、社会情勢の変化等に応じた柔軟な見直しを実施します。

○茅ヶ崎市自治基本条例(抜粋)

(行政評価)

第20条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。

- 2 市長等は、前項の評価の結果を政策に反映させるものとする。
- 3 市長等は、評価しようとする政策の特性に応じて、市民及び学識経験を有する者による評価の仕組みを整備しなければならない。
- 4 市長は、第1項の評価の結果を公表しなければならない。

第2章 計画の背景

第②章 計画の背景

CHIGASAKI

1 茅ヶ崎市の姿

位置・地勢



東側は藤沢市に、西側は平塚市、北西側は寒川町にそれぞれ接しています。また、南側は相模湾に面して、約6kmに及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西側を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の三つの河川が市内を流れています。



沿革

四季を通じて温暖な気候であることから、明治から昭和初期にかけて、別荘地、保養地として発展しました。自然に恵まれた住み良い条件の中で、東京・横浜方面への交通の利便性を背景として都市化が進みました。

昭和22(1947)年に市制を施行した後、平成元(1989)年には人口20万人を超え、平成15(2003)年には特例市(※)に移行、平成28(2016)年には保健所政令市(※)に指定されました。

※特例市…

人口20万以上で、政令により指定を受けた市のこと。平成27(2015)年4月1日をもって、特例市制度は廃止となった。

※保健所政令市…

地域保健法第5条の規定により保健所を設置することができる、政令指定都市、中核市、特別区その他政令で定める市のこと。

2 茅ヶ崎市の特徴



自然豊かなまち

海、丘陵、川等、変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。



コンパクトなまち

市域は東西6・9 km、南北7・6 km、面積は35・76 km²で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。



魅力的な住宅都市

また、市街地の地形は平たんであり、徒歩や自転車ですぐにいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」の一つとされています。

昼夜間人口比率（※）は近隣市町と比較すると低い水準（79・2％…平成27年国勢調査）となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。

※昼夜間人口比率…
夜間人口に対する昼間人口の割合（昼間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100）のこと。

第2章 計画の背景

3 人口動態

茅 ケ崎市の人口は、令和2（2020）年に約24万1千人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込まれます。

0-14 歳



平成 22（2010）年をピークに減少に転じており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。令和 22（2040）年には、平成 27（2015）年と比較して約 8 千人減少し、全体の約 11% となることを見込まれます。

15-64 歳



平成 12（2000）年をピークに減少に転じており、令和 12（2030）年から減少幅が大きくなると見込まれます。令和 22（2040）年には、平成 27（2015）年と比較して約 2 万 4 千人減少し、全体の約 54% となることを見込まれます。

65-74 歳



平成 27（2015）年以降、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年までは減少することが見込まれています。その後再び増加に転じ、令和 22（2040）年には、平成 27（2015）年と比較して約 5 千人増加し、全体の約 16% となることを見込まれます。

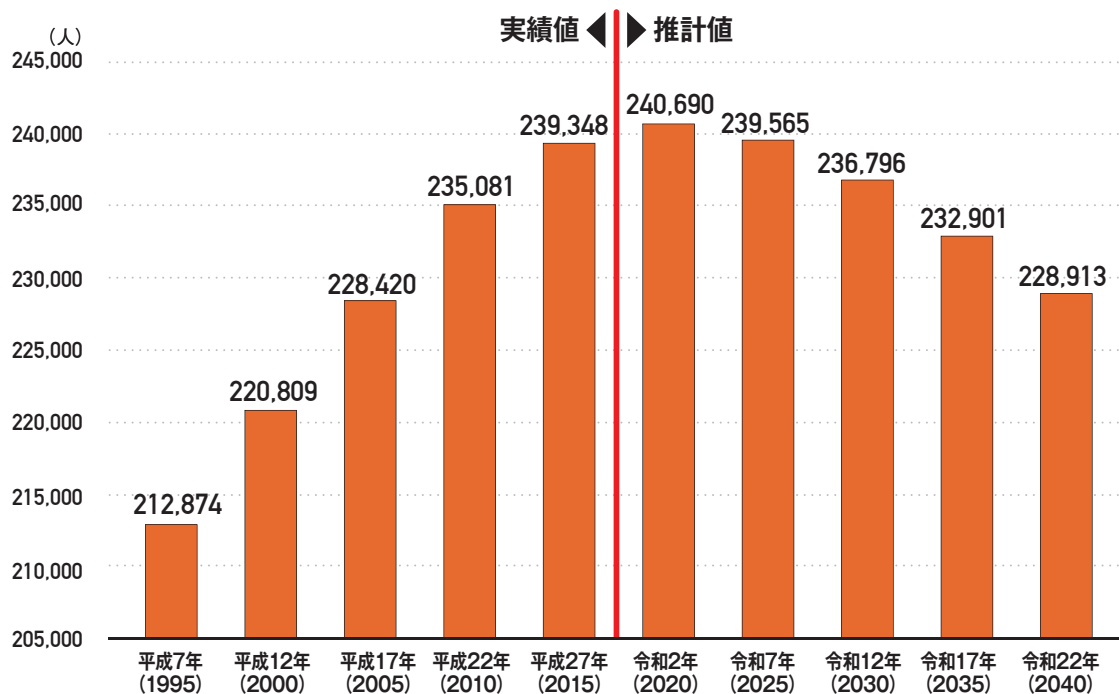
75 歳以上



今後も増加の一途をたどることが見込まれ、令和 22（2040）年には、平成 27（2015）年と比較して約 1 万 7 千人増加し、全体の約 20% となることを見込まれます。

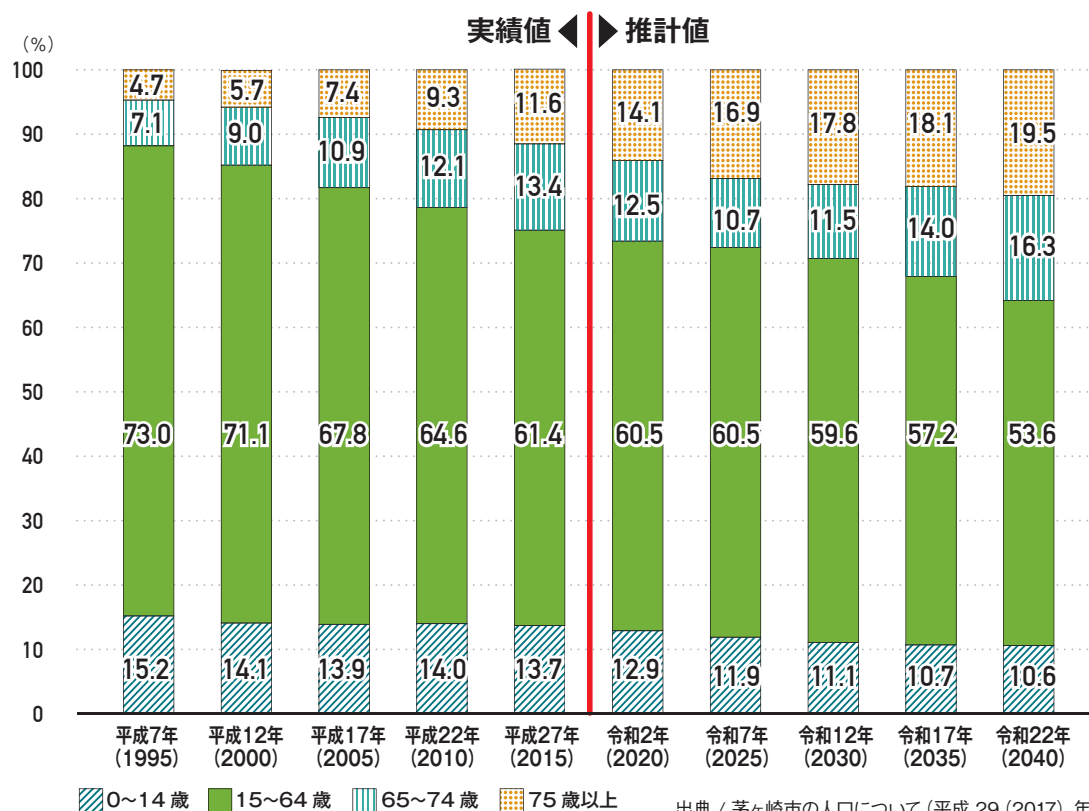
出典 / 茅ヶ崎市の人口について（平成 29（2017）年 2 月）

茅ヶ崎市の将来人口



出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

年齢 4 区別の人口構成比



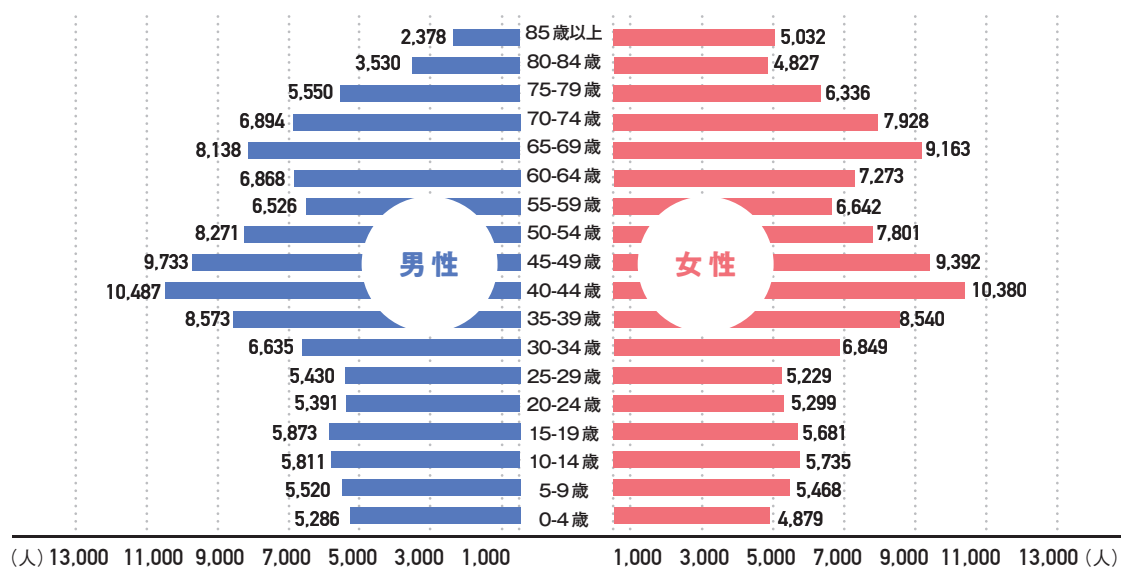
出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

人口ピラミッド(※)の形状を見ると、茅ヶ崎市では、全国と同様に、少子化・高齢化が進んだ社会に見られる「つぼ型」と呼ばれる形状になっています。

平成27(2015)年の茅ヶ崎市の人口構成は、「40-44歳」に隆起が見られ、その数は約2万人で、「0-4歳」と比較すると約2倍の規模となっています。この隆起は、昭和46(1971)年から昭和49(1974)年までの第2次ベビーブーム期に生まれたいわゆる「団塊ジュニア」であり、この年齢層に合わせて人口の重みは徐々に上に移動し、令和22(2040)年には、団塊ジュニアが65歳を超え、高齢者人口が大きな割合を占めるようになります。一方、少子化の影響で人口ピラミッドは下に行くほど細くなり、全体的に逆三角に近い形状となります。

茅ヶ崎市の人口構成

●平成27(2015)年



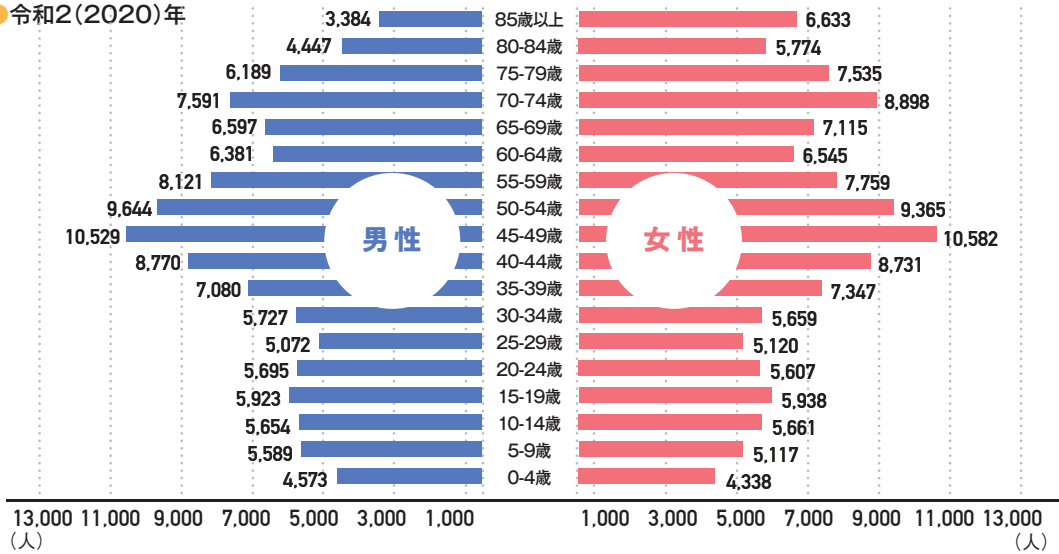
出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

※人口ピラミッド…国や地域等の人口を男女別・年齢別に表したグラフのこと。

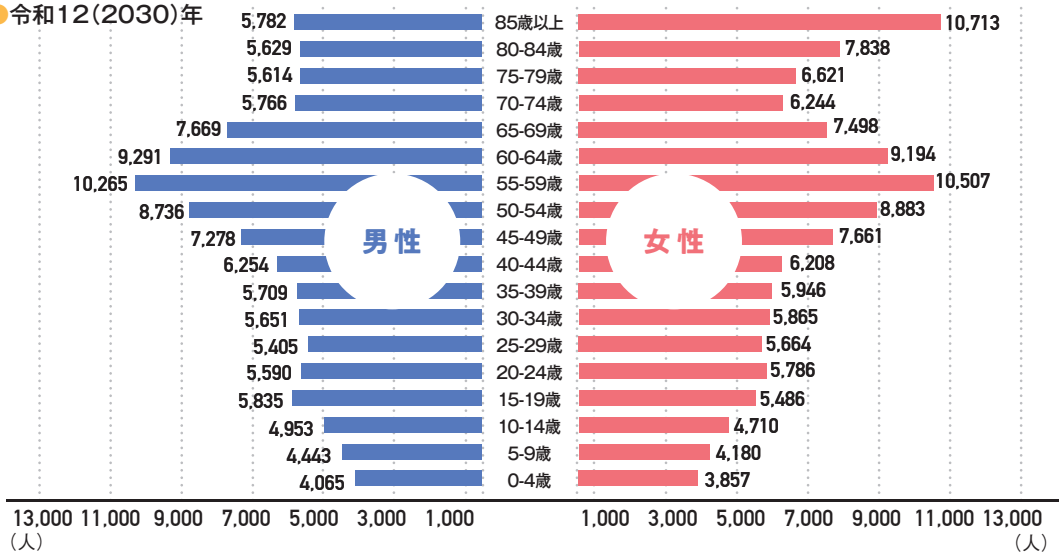


第1編 > 第2章 計画の背景 3 人口動態

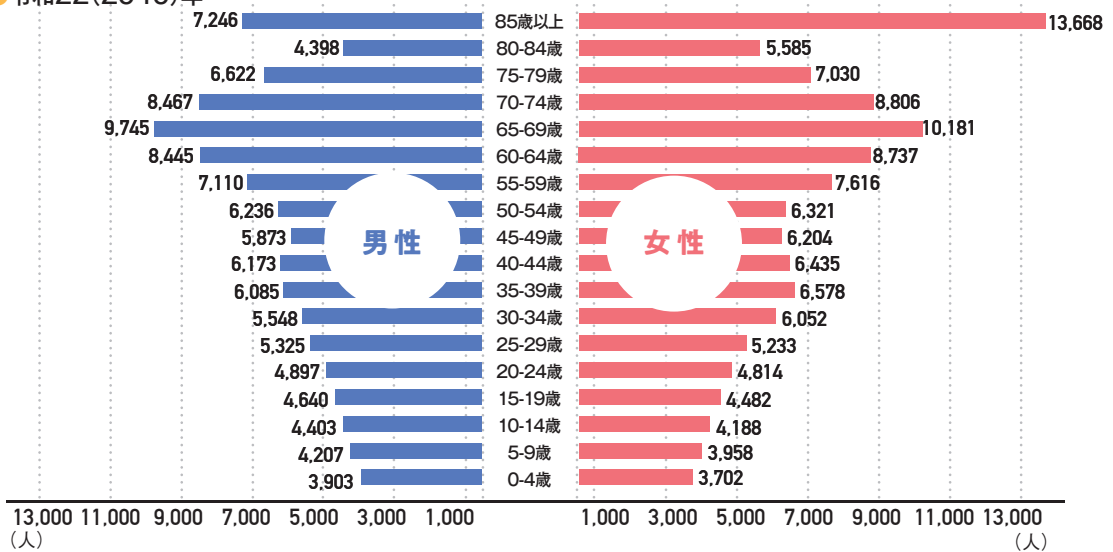
● 令和2(2020)年



● 令和12(2030)年



● 令和22(2040)年



出典 / 茅ヶ崎市の人口について (平成 29 (2017) 年 2 月)

第2章 計画の背景

4 財政の将来見通しと財政方針

茅

ヶ崎市の財政は、10年間という計画期間

は、令和2（2020）年

で、今後の経済動向や国における地方財政計画、さらには経済対策等、さまざまな要因により多大な影響を受けることが見込まれます。

なお、財政の将来見通しは、令和2（2020）年3月に作成したものであり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響については未反映です。感染拡大の影響により経済社会の先行きが不透明な状況にあつては、一定の前提条件を下に財政見通しを再推計することは困難です。そのため、今後の実施計画策定時に行う財政推計に応じて見直しを行います。

そのため、計画期間における財政の見通しを示すに当たっては、市財政の中心である一般会計（※）を対象として、歳入の根幹である市税と、歳出のうち、義務的経費である人件費・扶助費（※）・公債費（※）について、一定の前提条件の下で試算を行いました。



※一般会計..

主に市税を財源として、自治体がすべき基本的な事業を経理する会計のこと。一般会計のほかに、特定の財源で事業を行う特別会計があり、茅ヶ崎市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業、病院事業を設置。

※扶助費..

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

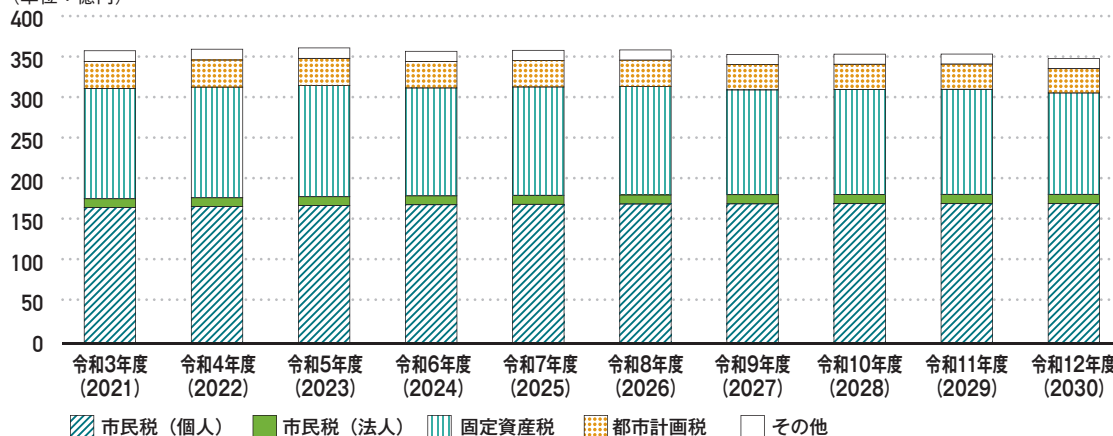
※公債費..

市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

(1) 歳入の見通し

●年度別歳入見込み(一般会計):市税

(単位:億円)



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
市税	356.5	359.4	360.7	356.5	357.7	358.0	352.7	352.8	352.9	347.3
市民税 (個人)	163.2	165.3	166.2	167.2	167.7	167.9	168.3	168.4	168.4	168.3
市民税 (法人)	10.7	10.8	10.9	11.0	11.1	11.2	11.3	11.3	11.4	11.5
固定 資産税	135.9	136.5	137.2	133.1	133.7	133.9	129.3	129.4	129.6	125.1
都市 計画税	33.5	33.5	33.5	32.5	32.5	32.4	31.3	31.2	31.1	30.0
その他	13.2	13.3	12.9	12.7	12.7	12.6	12.5	12.5	12.4	12.4

前提条件

- ・市民税について、名目経済成長率(「中長期の経済財政に関する試算」内閣府作成・令和2(2020)年1月17日経済財政諮問会議提出)のベースラインケースにより推計するとともに、他の税目を含め、令和元(2019)年11月時点までの税制改正の内容および近年の徴収率の状況を見込み、推計しました。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴う市税の下振れリスクについては未反映です。

市税は、本計画期間の10年間で大幅な増減はなく、おおむね横ばい傾向が続くものと見込んでおりますが、このことは逆に、市税の大幅な伸びを期待することが難しいといえます。

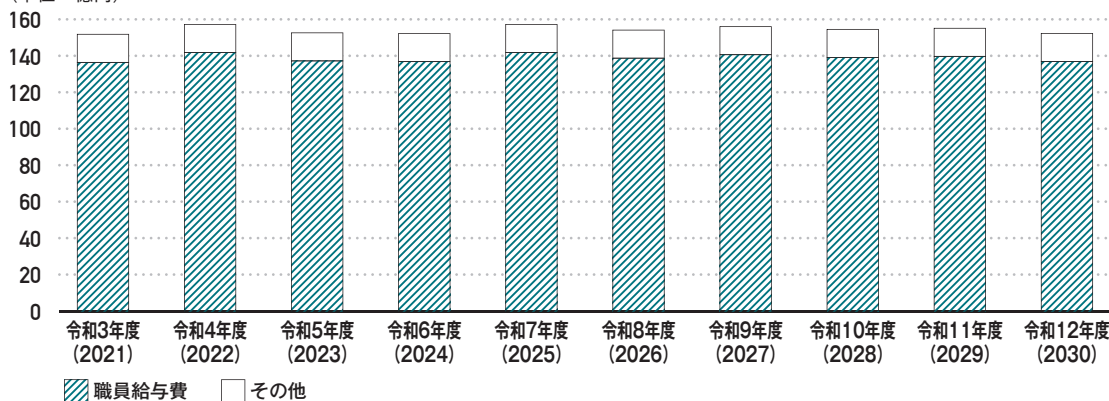
第2章 計画の背景

(2) 歳出の見通し

義務的経費_人件費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_人件費

(単位:億円)



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
人件費	153.5	158.9	154.3	153.9	158.9	155.8	157.7	156.2	156.8	154.0
(職員 給与費)	136.4	141.8	137.2	136.8	141.8	138.7	140.6	139.1	139.7	136.9
【参考: 職員数】	【1,620人】	【1,628人】	【1,610人】	【1,605人】	【1,604人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】	【1,589人】
(その他)*	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1

* その他の主なもの:会計年度任用職員の報酬等

人件費は、本計画期間の10年間で、顕著な増減はありません。しかしながら、前総合計画の初年度である平成23(2011)年度から現在に至るまで、保健所政令市への移行やさまざまな行政ニーズへきめ細かに対応したことに伴う職員数の増等により人件費総額は増加傾向となっているため、今後は人件費総額の抑制が必要となります。

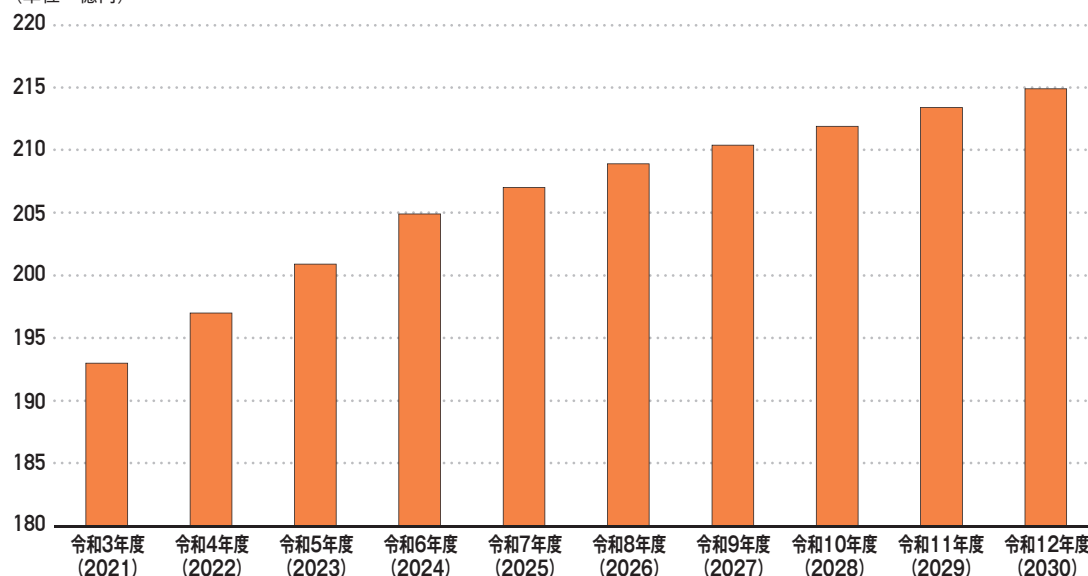
前提条件

- ・令和元(2019)年度当初予算額をベースに、「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方(平成29(2017)年4月策定)」に基づき算出しました。

義務的経費_扶助費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_扶助費

(単位:億円)



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
扶助費	193.0	197.0	200.9	204.9	207.0	208.9	210.4	211.9	213.4	214.9

前提条件

- ・令和元(2019)年度当初予算額をベースに、過去の事業費の伸び率や人口推計による対象者の増等を見込み、算出しました。
- ・改正が明らかな場合を除き、現時点の法・制度による算出を行いました。

※扶助費…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

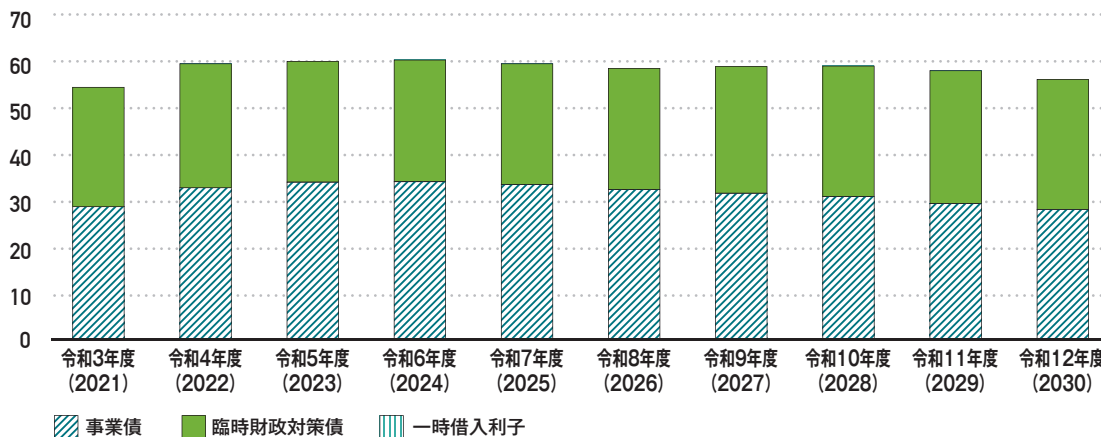
扶助費(※)は、前総合計画の計画初年度である平成23(2011)年度の約149億円から、令和元(2019)年度には約194億円と大幅に増加しました。このような増加には及ばないものの、本計画期間の10年間も引き続き増加傾向が続くことが見込まれています。

第2章 計画の背景

義務的経費_公債費

●年度別歳出見込み(一般会計):義務的経費_公債費

(単位:億円)



(単位:億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
公債費	54.7	59.8	60.3	60.6	59.8	58.8	59.2	59.3	58.3	56.4
(事業債)	28.8	32.9	34.1	34.2	33.6	32.5	31.7	31.0	29.5	28.2
(臨時財政 対策債)	25.8	26.8	26.1	26.3	26.1	26.2	27.4	28.2	28.7	28.1
(一時借 入利子)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

公債費(※)は、近年進めてきた耐震性に課題のある公共施設の再整備といった大型事業の実施の影響や、臨時財政対策債(※)の残高増の影響等により、本計画期間の10年間で大幅な増加が見込まれます。前総合計画の計画初年度である平成23(2011)年度の約45・1億円から、ピークとなる令和6(2024)年度は、約15・5億円増の約60・6億円となり、市財政への影響が大きくなることが見込まれています。

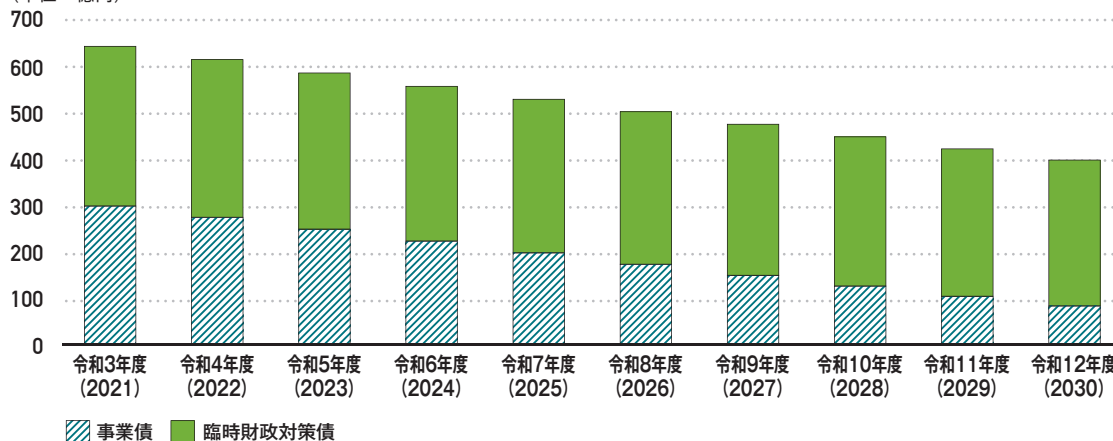
※公債費…市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

※臨時財政対策債…

国税収入の不足により、国が地方交付税として交付できない分を各地方公共団体が特別に借り入れる資金のこと。臨時財政対策債の元金と利子の返済額は、後年度に地方交付税として交付されることとなっている。

●市債年度末現在高見込み(一般会計)

(単位：億円)



(単位：億円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
市債年度末現在高	646.6	617.9	589.0	560.1	532.1	505.2	478.1	450.9	424.9	400.7
(事業債)	301.2	276.9	251.2	225.4	199.9	175.3	151.4	128.1	106.1	85.1
(臨時財政対策債)	345.4	341.0	337.8	334.7	332.2	329.9	326.7	322.8	318.8	315.6

前提条件

- 平成 30 (2018) 年度以前分は、平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度までの決算額を反映しました。
- 令和元 (2019) 年度の市債発行額は、9 月末までに予算計上された額とし、令和 2 (2020) 年度の市債発行額は、茅ヶ崎市総合計画第 4 次実施計画 (平成 30 (2018) 年 3 月策定) における見込額としました。
- 令和 3 (2021) 年度以降の市債発行額は、事業債発行額 5 億円、臨時財政対策債発行額 20 億円とし、算出しました。

市債年度末現在高を構成する事業債(※)と臨時財政対策債(※)の残高は、いずれも減少する見込みとなっています。

公債費(※)と市債年度末現在高の推計に当たっては、本計画期間の 10 年間の事業債発行額を 5 億円と見込んで推計しています。これは、本計画期間で実施する政策的な大型事業の選定が現時点では未確定のため、政策的な大型事業の動向にかかわらず、経年的に発行することが見込まれる最低限度の事業債の額として計上しています。今後予定されている実施計画の策定過程で大型事業が採択され、事業債発行額が増加する場合は、公債費と市債年度末現在高の推計値は変動することとなります。

※事業債…学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となる場合に、地方公共団体が国や銀行等から借り入れる資金のこと。

第2章 計画の背景

(3) 財政見通しの分析および今後の財政方針

本計画期間である令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの財政見通しでは、市税の大幅な伸びが期待できない中で、全国的な傾向である扶助費（※）等の社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、近年進めてきた大型事業の影響等による公債費（※）の大幅な増加が見込まれるとともに、人件費も高止まり傾向が続くものと推計しています。こうした状況に対して特段の対策を講じず、これまでの行政運営を継続すると仮定した場合、いわゆる義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増に対して市税の伸びが追いついていかない状況が予想されます。

このように、厳しい財政状況が続くことが見込まれることに加え、前述の人口動態で示したように、今後、年少人口、生産年齢人口がさらに減少し、75歳以上の高齢者人口が増加します。こうした状況で、現在の世代が利益を受け、その負担を過度に将来世代へ先送りすることは、将来世代1人当たりの負担が膨張することになります。

そのため、財政の健全性を確保し、持続可能な基礎自治体として存続していく方策として、客観的なデータなどの証拠に基づく政策立案（EBPM（※））の推進や民間活力の活用を加速化を図ります。また、解決すべき課題の優先順位を明確にし、事業の見直しや重点化を図るとともに、それに伴う職員定数の適正化を進め、限られた資源を有効に活用します。

現在の世代がこれらの方策を着実に推進することにより、将来の世代に対してしっかりと責任を果たすことができるよう、戦略的な財政運営を行わなければなりません。

※扶助費…

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費のこと。

※公債費…

市債の元金と利子を返済するための経費のこと。

※EBPM…

Evidence Based Policy Makingの略。

政策の企画立案に当たり、目的を明確化し、その目的に対して、政策に実質的な効果があるかどうか因果関係を明確にするとともに、具体的・客観的な情報やデータ（エビデンス）に基づき検証等を行うことで、効果的に目的達成できる政策を決定すること。

コラム column

茅ヶ崎市の税収にはどのような特徴があるの？

地方自治体は、地方税法の定めるところにより、条例で税目や税を課する対象、税率などを決めています。茅ヶ崎市の主な税目には、市民税、固定資産税、都市計画税などがあります。

市民税には、個人の前年（1月1日～12月31日）の所得に課税する個人市民税と、茅ヶ崎市内に事務所や事業所などがある法人に課税する法人市民税があります。固定資産税は、茅ヶ崎市にある土地・家屋・償却資産の所有者に課税する税金で、都市計画税は、市内の市街化区域内の土地・家屋を対象として、その所有者に固定資産税と併せて課税する税金です。

茅ヶ崎市と神奈川県内市との平成30（2018）年度決算における税収の状況を比較すると、神奈川県内19市の地方税総額に占める個人市民税の割合は44.7%、法人市民税は7.2%となっています。これに対して茅ヶ崎市は、個人市民税は45.1%と19市中6番目に高い割合である一方で、法人市民税は5.2%と19市中4番目に低くなっています。

このように、茅ヶ崎市の税収の特徴として、他の自治体に比べ、法人が納める税収の割合が低く、個人が納める税収の割合が高いことが挙げられ、個人の所得状況によって、税収額が影響を受けやすい傾向にあります。一方で、法人からの税収は、規模の大きい法人の業績に応じて大きく変動します。過度に法人に頼ってしまう税収構造は、毎年度の税収が不安定となってしまうリスクをはらみます。こうした点では、茅ヶ崎市は、将来に向けて税収額に変動が少なく、安定性がある税収構造であるといえます。

●神奈川県内市の平成30(2018)年度決算における税収の状況

(単位：百万円)

	茅ヶ崎市	神奈川県内19市合計
地方税総額	36,926	1,799,776
市民税（構成比）	18,572（50.3%）	935,497（52.0%）
個人（構成比）	16,649（45.1%）	805,198（44.7%）
法人（構成比）	1,923（5.2%）	130,299（7.2%）
固定資産税（構成比）	13,713（37.1%）	642,867（35.7%）

出典 / 令和2年度市町村要覧（神奈川県）

第2章 計画の背景

5 社会潮流

ま ちづくりの指針となる本計画の策定に当たっては、我が国を取り巻く社会の状況を把握する必要があることから、捉えておくべき事項を次のとおり整理しました。

● 本格的な人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少を続けており、年齢構成を見ると、少子高齢化が加速度的に進んでいます。人口構造の変化は、財政圧迫や地域経済の衰退等、経済面で影響を及ぼすとともに、貧困問題や高齢者の孤立、地域コミュニティの弱体化等、市民の暮らしにも影響を及ぼし、地域全体の衰退を招く恐れがあり、それらへの対応が求められています。

● 不透明な経済見通し

長らく低迷が続いた日本経済は、近年は緩やかな回復傾向を見せ、企業収益や雇用情勢も改善してきました。国は、日

本の経済力を維持するため、多様な働き方の実現や、外国人労働者の受け入れ、先端テクノロジー（※）を駆使した社会課題の解決と高度な経済・豊かな生活を實現する「Society5.0（※）」への取り組みを加速させるなど、改革を進めています。このような中で生じた、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、景気の悪化や失業者の増加等をもたらし、回復基調にあった日本経済も大きな打撃を受けており、今後、経済活動の回復や雇用の維持に向けた対策が求められます。また、日本経済の生産性と成長率の伸び悩みや地域経済の格差拡大、非正規雇用の増加による格差拡大等の課題も残されています。高齢化の進行により、社会保障費等の急激な増加が国家財政を圧迫しており、新たな制度構築も急務となっています。

● 地球規模の環境問題

人間の活動による温室効果ガスの増加は地球温暖化を進行させ、特に近年では、世界中で温暖化の影響と考えられる異常気象等の自然災害が多発しており、深刻な影響を与えています。地球温暖化の主な原因となっている化石燃料への依存を

※テクノロジー…科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実際の目的のために科学的知識を工学的に応用する方法論。

※ Society5.0 : 国が提唱する、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

克服する必要があり、エネルギー自給率が低い日本では、再生可能エネルギー(※)への転換が急務となっています。こうした地球規模の環境問題は、さまざまな活動から生じるものであり、環境・経済・社会の相互関係を踏まえた取り組みが求められています。



●安全・安心な暮らしへの対応

東日本大震災や近年の大型台風等、大規模な自然災害が頻発しており、日本国土が抱える自然災害リスクの高さが再認識されています。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、大型台風等の発生が予測され、さまざまな災害に対する備えが求められています。また、新型コ

ロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの人の健康と命が奪われ、医療体制もひっ迫するなど、改めて安全・安心な暮らしを守ることの難しさが浮き彫りとなりました。さらに、今後、日本全国で、高度経済成長期に整備された公共施設が急速に老朽化することが懸念されています。人口減少等により財政状況が厳しさを増す中では、予防保全型管理(※)の考え方や民間活力の活用等、効率的・計画的な維持・更新が不可欠となります。

●価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、「豊かさ」の考え方や「暮らし方」、「働き方」に対する考え方が変化し、物質的充足から心の豊かさを求める傾向が高まっており、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築が求められています。また、「ダイバーシティ(多様性)(※)」や「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)(※)」などの言葉が注目され、多様性を認め尊重し合う社会を実現しようとする機運が高まっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、テレ

ワークやオンラインサービスの急速な拡大をはじめとする、多様な働き方や暮らし方に対応することが求められています。

※再生可能エネルギー!..
太陽光や風力、水力等の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるとのこと。

※予防保全型管理..
道路や下水道等のインフラの管理手法の一つとして、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。

※ダイバーシティ(多様性)..
人種、性別、年齢、信仰、価値観等の多様性を受け入れ、幅広く人材を活用し、最大限の能力を発揮させようという考え方のこと。

※ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)..
全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

第2章 計画の背景

●さまざまな社会のひずみの顕在化

子どもの貧困やひきこもりなど、子ども・若者をめぐる問題や、長時間労働による過労自殺の多発等の大人社会をめぐる問題等、社会のひずみから生じるさまざまな課題が顕在化しています。こうした課題に対応するために、多様な主体が連携し、切れ目なく隙間なく、支援の網目を密にすることで、誰もが生きやすい社会を構築することが求められています。

●自治体経営の転換

人口減少や少子高齢化の進行等による構造的課題に直面し、自治体経営は転換期を迎えています。民間団体や民間事業者、行政の役割分担を最適化し、相互の連携・協力により公共サービスを提供する方法として、公民連携が全国の自治体で広がりを見せています。

また、近年飛躍的に進歩しているさまざまなテクノロジー(※)は、人の行動や需要、価値観さえも変化を起こし、日本が抱える課題の解決策として期待されて

います。このような社会の変革を自治体経営に活用していくために、情報基盤を整備する一方で、個人情報保護等の関係法令等の整備も求められています。

こうした、自治体経営の転換によって、効果的かつ効率的なサービスを提供することが求められています。

●持続可能な社会の構築

経済・社会・環境の諸課題は密接に関連しており、その諸課題の解決のためにはさまざまな側面の相互関係を踏まえた統合的な取り組みが重要との考え方の下、平成27(2015)年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが定められており、国や分野の枠を超えて協力して達成していく、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

※テクノロジー…科学的知識を特定の分野に活用して生活に役立たせるもの。実目的のために科学的知識を工学的に応用する方法論。

持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)とは

平成 27 (2015) 年 9 月、第 70 回国連総会が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの間に達成すべき 17 の目標 (ゴール) と関連する 169 のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標 (SDGs) と呼ばれています。SDGs は平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals) の後継として策定されたもので、MDGs が主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGs は先進国を含む全世界共通の目標となっています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指す上で重要とされる経済、社会、環境の各側面からの総合的な取り組みに重点が置かれており、世界的な取り組みが既にスタートしています。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児への権限付与と能力強化 (エンパワーメント) を図る



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する



強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

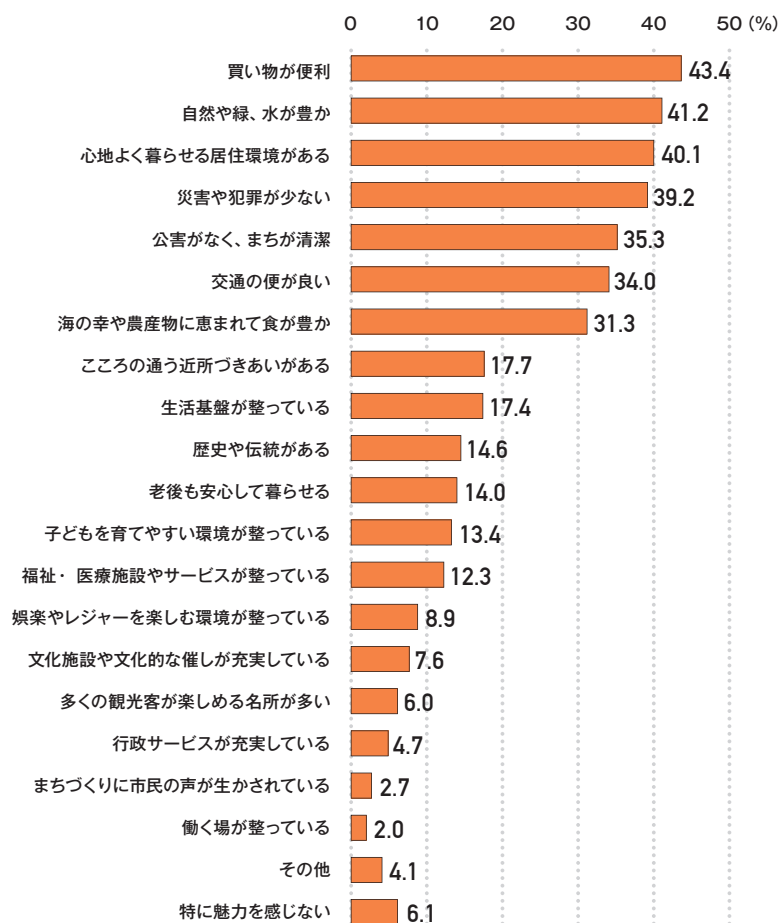
第2章 計画の背景

6 市民意識

市民の声を反映した計画とするため、茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査やワークショップ、市民協議会、市民活動団体からの意見聴取を実施しました。その結果概要は次のとおりです。

茅ヶ崎市の魅力

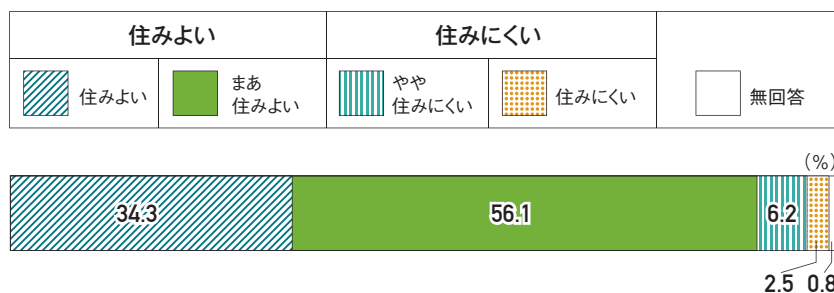
茅ヶ崎市のどこに魅力を感じるかの調査では、「買い物が便利」が4割を超えて最も高く、次いで「自然や緑、水が豊か」、「心地よく暮らせる居住環境がある」の順となっています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

住みやすさ

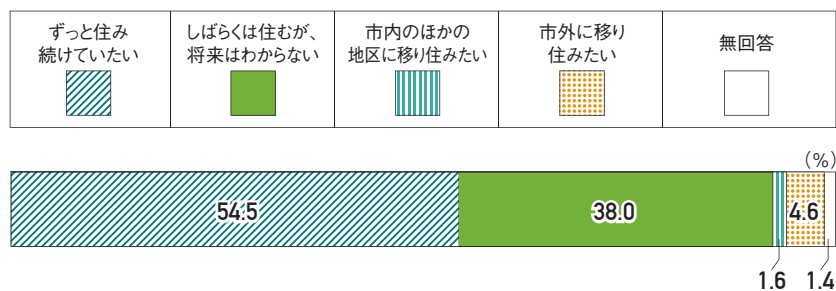
「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると9割を超えており、多くの市民が茅ヶ崎市は住みやすいと感じています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

定住意向

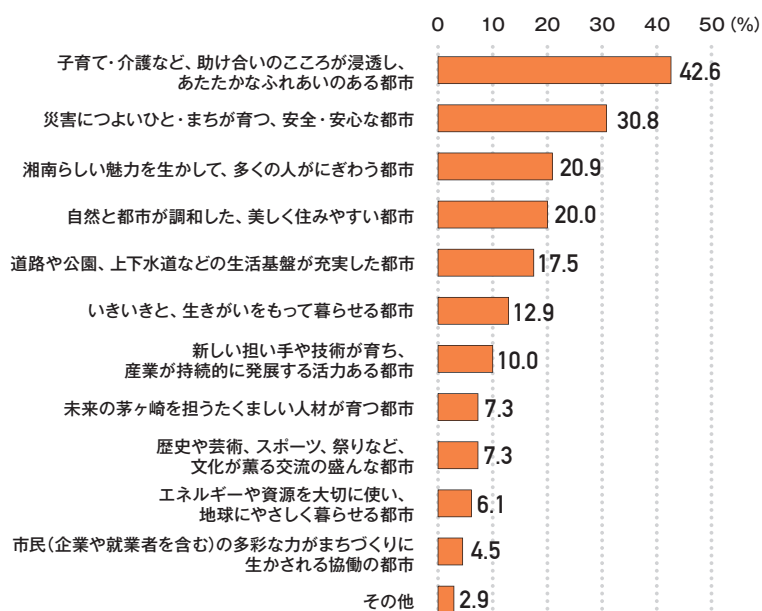
「ずっと住み続けていたい」が5割半ばで最も高くなっています。一方、「市外に移り住みたい」はわずかとなっています。年齢が低くなるほど、「しばらくは住むが、将来はわからない」の割合が上がる傾向にあります。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

目指すべき将来像

「子育て・介護など、助け合いのところが浸透し、あたたかなふれあいのある都市」が4割を超えて最も高く、次いで「災害につよいひと・まちが育つ、安全・安心な都市」、「湘南らしい魅力を生かして、多くの人々がにぎわう都市」、「自然と都市が調和した、美しく住みやすい都市」の順となっています。



出典 / 平成 29 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査

市民ワークショップ等における意見

① ちがさき未来会議

公募市民を対象としたワークショップ「ちがさき未来会議」では、人口減少等に伴うさまざまな課題を共有した上で、「次の茅ヶ崎」を作るためのポイントについて意見交換を行いました。全体として「ひと」に焦点を当てる傾向にあり、「市民のあたたかさや寛容さ」が魅力であり、「未来を創る人づくりへの投資」や「コミュニティの形成の重要性」が未来を考えるポイントとして挙げられました。



② 市民討議会

無作為で選ばれた市民を対象とした市民討議会では、検討中の将来の都市像を参考に、その実現に向けて必要なことについて意見交換を行いました。「観光振興」や「多様な働き方を支援する基盤づくり」など、地域内産業の活性化に関する意見や、「地域ぐるみの学び・ひとづくり」など、生涯学習に関する意見が多く挙げられました。



③ ちがさきアイデアソン

市内で活動している団体を対象とした「ちがさきアイデアソン」(*)では、これからの協働推進のあり方等を検討し、行政と団体の関係については、「それぞれの立場を超えて連携していくことが必要」等の意見が挙げられました。また、行政のあり方については、「団体間の橋渡し役として機能すること」や「縦割り行政の改善、頻繁な職員異動の弊害の是正」等の意見が挙げられ、団体のあり方については、「団体間の縄張り争いなどを是正し、双方に領域を超えて連携していく意識を持つこと」や、「小さく短期間で取り組むことによる地域活動の活性化と、成功例を地域全体に広げていく仕組みづくり」などが挙げられました。



④ まちづくり懇談会

市民を対象に市内各地で開催した「まちづくり懇談会」では、計画の基本的な方向性をまとめた「茅ヶ崎市総合計画骨子」について意見交換を行いました。「現行の総合計画の評価や市独自の課題・魅力をしっかり分析し、政策につなげていく必要がある」、「市民参加を促進し、市民主体のまちづくりを行うべき」など、まちづくり全体への意見が多く挙げられました。また、「地域活動の担い手の育成」など、政策目標を実現させるために必要な取り組みについても意見が挙げられました。



※アイデアソン…
「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、特定のテーマについて、さまざまなメンバーが集まり、対話を通じて新たなアイデアの創出を目指すイベントのこと。

第2章 計画の背景

7 茅ヶ崎市の主要課題

子育てを取り巻く環境変化への対応と切れ目のない支援

茅ヶ崎市の出生数は、横ばいを維持しているものの、年齢4区分の人口構成比を見ると、0歳から14歳の構成比は減少しており、全国と同様に少子化が進行しています。そうした状況に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい環境の整備に努めるとともに、子育て世代の転入を促進するなど、少子化への対策を引き続き進める必要があります。また、近年問題となっている、貧困問題やいじめ、ひきこもりをはじめとした、子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応が求められています。

【関連政策…政策目標1】

未来を拓く^{ひら}人材の育成

まちづくりを進めるに当たり、「ひと」の育成は欠かすことのできない視点です。子どもから高齢者まで、全ての人が自分に合った学びを選択でき、自らの力を高め、地域の中で互いに交流し、成長しながら活躍できる社会を構築することが求められています。また、そうした社会の中で、これまで茅ヶ崎市を築いてきた先人たちの生き方や考え方、地域の歴史や風土についての知識を深め、茅ヶ崎への愛着や誇りを持って、未来を拓いていく人材を育成する必要があります。

【関連政策…政策目標1・政策目標4】

今 後のまちづくりの方向性を検討するに当たっては、茅ヶ崎市の現状と課題、今後の展望を明らかにする必要があることから、「基本理念評価(※)」の評価結果や社会潮流、市民意識を踏まえ、次のとおり主要課題を整理しました。

※基本理念評価…

本計画の作成に際し、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に基づいた取り組みを総括的に評価し、本市の現状と課題や今後の展望を把握するために実施した行政評価のこと。評価結果は市ホームページを参照してください。

【市 HP】



<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1026248/1041840/1033278.html>

活力ある地域経済づくり

茅ヶ崎市は、都心への交通の利便性を背景に住宅都市として発展してきました。今後も持続可能なまちであり続けるためには、地域における安定的な事業継続と雇用維持を図りながら、地域経済の循環を推進し、地域内産業を活性化するとともに、希望の働き方を実現できる多様な労働環境づくりを進めることが必要不可欠です。また、交流人口（※）や関係人口（※）の拡大に向け、地域資源を活用した取り組みを進め、国内外から多くの人が集まるにぎわいを創出すること、地域の稼ぐ力を高めていく必要があります。

【関連政策…政策目標2】

地域共生社会の実現

世代構成やライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化等により、支援が必要な世帯の増加と生活課題の多様化・複雑化が進むことが茅ヶ崎市でも予測されます。今後、住民や支援機関、行政等、

さまざまな主体が協力し、支え合うことにより、問題の重篤化を予防し、障がい者・高齢者・子どもなど誰もが豊かに暮らすことができる体制づくりを進める必要があります。

【関連政策…政策目標1・政策目標3】

超高齢社会に対応した仕組みの構築

茅ヶ崎市は、全国と比べて人口減少のスピードは緩やかである一方で、75歳以上の人口が加速度的に増加すると見込まれています。これに伴い、社会保障費の増加や介護問題等、さまざまな面での影響が想定されることから、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。また、高齢者の経験と知識は地域の貴重な財産です。高齢者が積極的に社会参加し、次世代育成等、多世代交流の中でも力を発揮するなど、生涯活躍できる社会を構築する必要があります。

【関連政策…政策目標3・政策目標4】



※交流人口…その地域を通勤や通学、観光等により訪れる人々のこと。

※関係人口…

その地域に居住する「定住人口」でもなく、観光等により訪れる「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

第2章 計画の背景



全ての人を地域の一員として 受け入れ、支え合う社会の実現

茅ヶ崎市は、多種多様な人や文化を受け入れ、認め合うことにより、自由でのびやかな社会を築いてきました。そうした中、社会の成熟化に伴って、多様性を認め尊重し合う社会の実現に向けた機運が高まっています。全ての人が自分らしさを尊重され、あたたかい人と人とのつながりの中で、その持てる力を最大限発揮し、あらゆる場で活躍できるよう、さらなる発展に向けた取り組みを進める必要があります。

【関連政策…政策目標3・政策目標4】

茅ヶ崎らしい自然環境の 保全と活用

豊かな自然環境を地域の魅力と感じている市民が多く、この自然と共存した暮らしは未来に引き継いでいかなければなりません。しかし、山林や農地は、担い

手の不足等の理由により減少傾向にあり、茅ヶ崎海岸は、相模川にダム・堤防といった施設が整備されたことなどにより砂浜の侵食が進行しました。自然資源は、産業や防災、観光振興といった多面的な機能を有しており、市内にある自然環境の保全とその活用に向けた取り組みを進める必要があります。

【関連政策…政策目標5】

安全・安心の確保

茅ヶ崎市は、地震災害リスクとして、津波や広範囲に及ぶ住宅密集地の延焼拡大等が懸念されており、加えて、近年の気候変動に伴う洪水や土砂災害のリスクも抱えています。全ての人の安全・安心を確保するため、多様な主体が協力し、自助・共助・公助の連携を進め、地域内の防災力向上を進めるとともに、自治体間連携をさらに深め、湘南地域全体で災害に強いまちを形成することが求められます。また、感染症予防をはじめとする

公衆衛生(※)に係るリスクも安全・安心を脅かす要因として再認識し、あらゆる事態を想定した上で、危機事態により致命的な被害を発生させない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った体制整備を進める必要があります。

【関連政策…政策目標3、政策目標6】

人口変化に対応した都市づくり

茅ヶ崎市を含む湘南地域は、県内でも交通量の多い地域となっていますが、茅ヶ崎市は狭あい道路が多いなど、安全性、快適性の両面から課題が多く、引き続きの対応が求められています。また、学校等の公共建築物や、道路、橋りょう、下水道等の老朽化が進行し、更新期を迎えるため、その対応が必要となります。一方、人口減少を背景として地域間での需給の不均衡が将来的に発生することも懸念されており、先を見据えた都市基盤の再構築が必要となります。

【関連政策…政策目標5・政策目標6

・政策目標7・行政経営】

連携や協働の深化

茅ヶ崎市では、これまでもきめ細かで安定的な行政サービスを提供するため、市民との協働や他自治体との広域連携、民間事業者との公民連携を積極的に進めてきました。社会の成熟化に伴い、地域課題が多様化・複雑化する中で、一つの自治体や行政組織だけでは解決できない状況が、今後さらに進むことが予測されます。これまでの連携や協働を一層深化させ、各主体の双方方向のコミュニケーションを密にし、それぞれの力が発揮される地域社会を構築するとともに、これらへの率先した取り組みを通して、茅ヶ崎市が湘南地域全体の維持・発展の一翼を担う都市としてのさらなる進化を目指す必要があります。

【関連政策…全政策目標・行政経営】

持続可能な行財政運営

人口減少、少子高齢化等の影響により今後さらに財政状況が厳しくなる中でも、財政の健全性をしっかりと確保しな

がら、持続可能なまちであり続けるためには、先を見据えた戦略的な行政経営の推進や新たな技術等を積極的に活用できる体制を構築するとともに、これまでの常識にとらわれない柔軟な姿勢で課題に挑戦できる人材育成に取り組むことが必要です。

【関連政策…全政策目標・行政経営】

※公衆衛生…地域社会において、人々の疾病を予防し、健康を保持・増進するため、公私の機関によって組織的に行われる衛生活動のこと。



コラム column

気候変動と茅ヶ崎

気候変動とは、地球温暖化などにより気温が上昇することや雨の降り方の変化などをいいます。猛暑日は、最近では1970年代と比較して約3倍に増加しており、高温化による熱中症のリスクの増加、農作物の不作や漁業の不良など、暮らしや自然環境に大きな影響があるとされています。

IPCC（※）第5次評価報告書では、今後温室効果ガスの排出抑制に向けた追加的な努力を行わない場合、21世紀末には、平均気温2.6～4.8℃の上昇となる可能性が高いと報告しています。また、その場合、海面が最大82cm上昇する予想を発表しています。これを受け環境省は、仮に海面が1m上昇した場合、神奈川県内の砂浜の90%は失われるとしており、茅ヶ崎海岸も例外ではありません。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で、令和2（2020）年以降の温室効果ガスの排出削減等に向けた取り組みを進めるための枠組みとして、パリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、地球の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続することなどが設定されました。

平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂（二酸化炭素）排出量が実質ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）、産業システムのパラダイムシフト（※）に加え、生活様式の変革が必要です。

未来に今の茅ヶ崎をどう残すのか、令和12（2030）年までの地球温暖化対策が鍵を握ります。

※ IPCC：

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。
国連気候変動に関する政府間パネルのこと。

※ パラダイムシフト：

人々の物の見方や考え方を支配する概念的な枠組みが変化・転換すること。